

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の 4 第 4 項
処 分 の 概 要	放置違反金の納付命令
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	<u>前項</u>の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第 1 項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第128条第 1 項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。 ※ <u>前項</u>：警察署長は、第 1 項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車企画係（048-832-0110）
備 考	